

帝京大学卓球部規則

制定：平成29年12月 1日

最近の改正：令和 6年 4月 1日

第1章 総則

- 第 1 条 本卓球部は、帝京大学卓球部とする。
- 第 2 条 本卓球部は、日本学生卓球連盟規約及び関東学生卓球連盟規約に基づき大学生の関東地区加盟校として登録し、組織運営のため帝京大学卓球部規則（以下「本規則」という）を制定し、活動する。
- 第 3 条 本卓球部は、大学生としての学業を修めるだけでなく、本卓球部に所属し活動する部員（以下「所属部員」という）、OB及びOGと相互の親睦を図り心身の陶冶とスポーツとしての学生卓球の発展を期することを目的とする。

第2章 組織

- 第 4 条 本卓球部に所属する者は、帝京大学の関東地区キャンパスに通学する者とし、八王子キャンパスの所属部員として関東学生卓球連盟に登録し活動する。
- 第 5 条 本卓球部は、部長（顧問）、監督、コーチ及び所属部員で構成し、本卓球部の円滑運営のため、主将、副将、主務、会計、代議員、イベント担当、IT担当、その他必要な任務の役職を担う者（以下「幹部」という）を所属部員から推薦または指名により選出することを原則とする。
- 但し、副将については、所属部員の人数が少ない等の理由で選出する必要がない場合は、この限りでない。幹部は、原則として年度毎に新たに選出するが、再任は妨げない。
- 幹部は、男女別に選出することを原則とするが、所属部員の在籍人数により、男女

のどちらかのみで選出してもよい。また、幹部を複数兼務してもよい。

第 6 条 会計については、帝京大学学友会及び学生サポートセンターからの指示により、会計の任務期間を会計年度の 1 年間に加えて会計報告書作成までとするため、原則として 4 年生の選出は認めない。

このため、会計と会計以外の幹部交代の時期は、同時期にならないことがある。

第 7 条 幹部の選出に関しては、監督及びコーチの承認を必要とする。

第 8 条 幹部の主な任務は以下の通りとする。

1. 主将の主な任務は以下の通りとする。

- ・卓球部ホームページの適正な管理に関する事項
- ・卓球部メールアドレスの適正な管理に関する事項
- ・所属部員、OB 及び OG の冠婚葬祭に関する事項
- ・所属部員、OB 及び OG の緊急連絡先等の管理に関する事項
- ・所属部員の各種参加状況、健康状態に関する事項
- ・所属部員の懲戒に関する事項
- ・所属部員の退部手続きに関する事項
- ・遅刻者に対する改善指示と罰金の徴収に関する事項
- ・他大学との練習試合に関する事項
- ・日本学生卓球連盟または関東学生卓球連盟主催に関する公式試合（以下「公式試合」という）及びオープン試合の出場、練習日程の設定に関する事項
- ・部室及び備品の管理に関する事項

2. 副将の主な任務は以下の通りとする。

- ・主将不在等の場合の任務代行に関する事項
- ・卓球部ホームページの適正な管理に関する事項
- ・OB 及び OG への練習及び試合日程の連絡に関する事項
- ・OB・OG 会、卒業卓球の開催に関する事項（蔦友館の利用申請を含む）

- ・部室及び備品の管理に関する事項

3. 主務の主な任務は以下の通りとする。

- ・主将不在等の場合の任務代行に関する事項
- ・学生サポートセンターへの試合届（参加者名簿を含む）、公欠届、等のとりまとめに関する事項
- ・公式試合、公式審判員講習会の登録及び申し込み（全日本選手権、国体選手権等の試合で、所属部員が出身高等学校所在地の都道府県から出場する場合は除く）に関する事項
- ・最終登録年度の1月～3月の3カ月間に、所属部員が帝京大学以外のチーム名を用いて試合に参加する場合のとりまとめに関する事項
- ・関東学生卓球リーグ戦の幹事校責任者及び特別賞申請に関する事項
- ・オープン試合の参加取りまとめの他、混成チームとして参加する場合、関東学生卓球連盟への申請書提出に関する事項
- ・日本卓球協会、東京都卓球連盟への登録に関する事項
- ・公式試合で所属部員等の宿舍確保に関する事項
- ・蔦友館の利用申請に関する事項（OB・OG会、卒業卓球の開催等を除く）
- ・関東学生卓球連盟への所属部員の登録、申請及び抹消に関する事項
- ・貸与品、部室及び備品の管理に関する事項
- ・所属部員の健康管理に関する事項
- ・パンデミック対応に伴うPCR検査等の申請及び管理に関する事項

4. 会計の主な任務は以下の通りとする。

- ・主将不在等の場合の任務代行に関する事項
- ・交付金の申請、受領、交付金口座の管理に関する事項
- ・部費徴収、寄付金管理、及び収支管理の会計報告に関する事項
- ・イベント等開催に関し、会費の収支管理及び会計報告に関する事項

- ・ 交付金及び部費を含めた会計報告書に関する事項
 - ・ 公式試合及び練習試合等で必要な消耗品の調達に関する事項
5. 代議員の主な任務は以下の通りとする。
- ・ 主将不在等の場合の任務代行に関する事項
 - ・ 関東学生卓球連盟主催の代議員会に関する事項
 - ・ 関東学生卓球リーグ戦開催に関し、他大学との情報連絡に関する事項
6. イベント担当の任務は以下の通りとする。
- ・ 主将不在等の場合の任務代行に関する事項
 - ・ 蔦友館の利用申請に関する事項（OB・OG会及び卒業卓球の開催関係）
 - ・ OB及びOGへの練習及び試合日程の連絡に関する事項
 - ・ 所属部員間またはOB及びOGとの懇親会実施に関する事項
 - ・ 合宿に関する事項
7. IT担当の任務は以下の通りとする。
- ・ 主将不在等の場合の任務代行に関する事項
 - ・ 公式試合、オープン試合、OB・OG会等の撮影に関する事項
 - ・ ホームページ及びツイッターの運営管理に関する事項
 - ・ 各種ウイルス対策に関する事項
8. その他、必要な任務事項については、監督及びコーチが主将と相談して決定する。
- 尚、幹部が多忙、体調不良、その他やむを得ない等の理由により、急な任務の対応ができない場合、原則として、幹部内で相談し、主将を含む幹部の責任のもと、臨時の適任者にその任務を代行させること。

第 9 条 留年生については、卒業していないため、通常所属部員扱いとする。

第 10 条 所属部員は、本卓球部の技術レベル向上に努めること、OB及びOGと親睦を図る他、部長（顧問）、監督、コーチ、幹部からの指示に従い適切に行動すること。

尚、上級生及び幹部は、後輩（新生を含む）の指導・育成に努めること。

第3章 順守事項

第11条 本卓球部の所属部員は、以下の各項を順守しなければならない。

1. 関東学生卓球連盟に類似する団体を組織し、あるいは加盟してはならない。
(但し、顧問、監督、コーチ、留年生を除く)
2. 関東学生卓球連盟他の競技団体主催試合（オープン試合等）に出場する際にも本卓球部のもとに出場しなければならない。他の競技団体主催試合の団体戦で所属部員が他校または他チームの部員と混成して参加する場合は、事前に申請書を作成し幹部経由で関東学生卓球連盟の許可を必要とする。（但し、顧問、監督、コーチ、留年生を除く）
尚、国体・全日本等を含め、出身高等学校所在地の都道府県代表として出場する場合、及び地域エリア（市町村など）の代表として出場する場合はこの限りでない。
3. 試合出場の際、本卓球部に所属しない選手を本卓球部の所属部員として登録したり、試合に出場させてはいけない。
4. 所属部員は、本卓球部に所属している期間、喫煙または薬物の使用行為の他、喫煙または薬物所持使用を誘引するような行為、靈感商法、闇バイトに関わるような行為をしてはいけない。
5. 最終登録年度における所属部員（留年生を除く）は、その年の12月31日までは他学年と同等に、関東学生卓球連盟の厳格な登録規制を受ける。その後、1月1日から3月31日までの3ヶ月間に関しては、事前に書面にて幹部経由で関東学生卓球連盟にその都度届け出を行い、関東学生卓球連盟から許可が出た場合、本卓球部以外のチーム名を用いて試合に出場することを認める場合が

ある。

第12条 本卓球部の所属部員は、崇高な社会道徳を規範とし、関東学生卓球連盟に所属する帝京大学の一員としての自覚のもと、本規則に基づき、以下の通り行動しなければならない。

1. 本卓球部の内外を問わず、素行不良により、または不正不義の行為もしくは刑罰法規に抵触する行為をして、本卓球部の社会的信用を失墜させてはならない。
2. 各種の法令を順守するとともに本卓球部が定める本規則および帝京大学卓球部細則（以下「本細則」）の内容の他、監督及びコーチの指示に対し不適切な行動をとってはいけない。
3. 前各項に準ずる行為をしてはならない。

第4章 賞罰

第13条 本卓球部の所属部員で後進の指導に功績を残した者、後輩の模範となる行動をした者、または本卓球部の幹部（元幹部を含む）で目的達成のために特に貢献した者に対しては、監督の判断により功績賞に値する賞を贈ることがある。

但し、留年した者及び卒業後の進路が確定しない者は除く。

第14条 本卓球部の所属部員の行動に関し、悪質な場合は、監督及びコーチ協議のもと関係者に処罰を加える。

第15条 処罰の段階は次の通りとする。

1. 退 部
2. 練習活動の他、公式試合及びオープン試合等への出場停止
(期間または対象試合数を増減する)
3. 罰 金

4. 譴 責

特に悪質の場合は、学生サポートセンターへ連絡し、法的処置をとることがある。

処罰に際しては、原則として、対象者から始末書の提出を義務付ける。

第16条 本規則第11条または同第12条に違反した者は、当該シーズンは出場停止（期間を決める）とし、情状により前条第1項から第4項のいずれかを適用する。

ただし、同条第1項または学生サポートセンター扱いに該当する場合は、原則として本卓球部の所属部員としての再登録は認めない。

第17条 本卓球部を退部する者は、以下の手続きを必要とする。

1. 退部届（本人自筆で書き上げ、押印要）
2. 関東学生卓球連盟エントリーシステムの登録抹消申請書
3. 費用精算（部費、試合費等立替分の精算）
4. 貸与品の返却
5. その他

退部届は、原則として主将に提出し、監督またはコーチの承認を必要とする。

但し、該当者が本規則第15条の処罰にあてはまる場合、処罰の結論が出るまでの間、退部届の受領は保留扱いとする。

第5章 監督、コーチの選出

第18条 監督の選出については、OBまたはOGの中から所属部員による推薦または指名、前任の監督が退任時に推薦または指名、または顧問が推薦または指名のいずれかを原則とし、顧問承認のもと学生サポートセンターへの届出を必要とする。

コーチの選出については、OBまたはOGの中から所属部員による推薦または指名、前任のコーチが退任時に推薦または指名、または監督が推薦または指名のいずれかを原則とし、監督の承認を必要とする。

尚、所属部員の不祥事に伴い、監督またはコーチが辞任した場合、所属部員への反省をこめ、後任の監督またはコーチを一定期間選出しない。

第6章 規則改正

第19条 本規則を改正するには、監督及びコーチの承認を必要とする。

第7章 その他

第20条 所属部員がその職務を怠り、または任務不適切と認めた場合は、監督またはコーチの判断により、関係者に対し改善を求める事ができる。

第21条 本規則に定めていない事項で、問題・疑義が生じた場合は、監督及びコーチが協議し、本規則の目的に照らし解決を計るものとする。

第8章 附則

第22条 本卓球部は、本規則の他に、本細則を設ける。

第23条 本規則は、平成29年12月 1日より、これを制定し施行する。

制改定履歴

制改定日付	改定理由	承認	担当
H29年12月 1日	制定	関口	十二所
H30年 7月 1日	第8条：幹部の任務修正。第9条、第10条、第12条、第14条語句修正。	関口	鈴木
H30年12月15日	第8条：幹部多忙等の場合の対応追記、第14条：処罰内容の見直し、その他第2条、第4条、第9条、第11条、第12条、第13条語句修正	関口	鈴木
令和元年 7月 1日	第8条：業務分担の見直し、監督、コーチの選出に関する事項を第16条に新設。以降条項を修正。	関口	押田
令和2年11月 1日	第8条：幹部任務内容の見直し、第5条、第10条、第11条、第14条、第16条、第20条：文言見直し	関口	青木
令和3年11月 1日	第6条：会計任務期間の追加、第8条：幹部任務内容の見直し、第16条：所属部員不祥事に伴う監督およびコーチの辞任に対する対応追加、第5条、第10条、第12条：語句修正	関口	横尾
令和5年 5月 1日	第3条、第5条、第6条、第8条、第10条、第12条、第14条、第18条：語句修正、第17条退部届の取り扱いを追記、第10条：所属部員の行動を第9条から分離して追記、以下条文番号繰り上がり、第14条：処罰の内容に罰金を追記	関口	尾崎
令和6年 4月 1日	第8条：業務分担の見直し、第10条：後輩の指導育成項目を追記、第13条：功績賞の対象者を明確化、第15条：学サポの扱いを修正、第16条：文言修正	関口	尾崎

帝京大学卓球部細則

制定：平成29年12月 1日

最近の改正：令和 6年 4月 1日

第1章 総則

第 1 条 帝京大学卓球部細則（以下「本細則」という）は、帝京大学卓球部規則（以下「本規則」という）に基づき、本規則を補うものである。

第2章 試合関係

第 2 条 日本学生卓球連盟及び関東学生卓球連盟主催試合（以下「公式試合」という）は、やむを得ない事情がない限り、所属部員は全員参加とする。やむを得ない事情がある場合は、早急に所属部員から主将（または幹部）にその内容を連絡し許可を得ることを必要とする。

第 3 条 オープン試合の参加については、本規則第11条及び第12条の内容を順守することを条件とする。当該試合に対して所属部員の参加は任意とするが、事前に幹部全員から許可を得ることを必要とする。

所属部員が混成チームによるオープン試合に参加する場合は、事前に幹部経由で関東学生卓球連盟に申請書を提出し、関東学生卓球連盟から許可を受けることを必要とする。

準公式試合（全日本、国体、東京選手権のふるさと出場）に参加する場合は、事前に関東学生卓球連盟から許可を得る前に主将及び主務から許可を得ること。

尚、所属部員は、公式試合（特に団体戦）の参加を優先するため、原則としてリーグ戦開催日から30日前までの期間についてオープン試合の参加を認めない。

第 4 条 規則第3条に基づき、成績不良または不良見込み者について、学生サポートセンタ

一から学業専念させる旨の通知があった場合、対象者は当面の間、公式試合の他各種のオープン試合への参加は認めない。違反者には、規則第15条を適用することがある。

第 5条 公式試合及びオープン試合の結果は、幹部に速やかに報告するものとし、試合日の翌日までにホームページに掲載する。尚、練習試合の結果は、ホームページへの掲載はしない。

第 6条 公式試合の団体戦オーダーは、直前の部内リーグ戦の内容、日常及び試合当日の練習に対する意欲・態度等を考慮し、監督またはコーチが決定する。
監督及びコーチが不在の場合は、監督から指名された者または主将が代行してオーダーを決定する。

第 7条 公式試合等で使用する備品（部旗、クーラーボックス、団扇、ヒヤロン、ゼリー、スリッパ等）は、原則として1年生が運搬することとし、該当する試合日の前日までに運搬する備品の割り振りを決定する。

第3章 服装

第 8条 公式試合、オープン試合及び練習試合は、帝京大学という名称を背負っているため、所属部員は原則本卓球部で定めたジャージでの来場とする。
尚、公式試合、オープン試合及び練習試合への参戦、及び試合中の応援は、原則として、本卓球部指定のユニフォームを着用して行うこと。（応援時は、本卓球部指定のTシャツでも可）
公式試合、オープン試合及び練習試合以外のイベント等に参加する場合は、そのイベント内容の趣旨に適した服装であることとし、大学生として華美にならないよう身だしなみは所属部員間で気をつけること。

第4章 罰則

- 第9条 遅刻の場合の罰金は、主将がその徴収額を決定し、所属部員に通知することとし、原則として主将（または幹部）が直接回収する。遅刻の対象は、日常の練習、公式試合、オープン試合、練習試合、各種イベントとする。
- 第10条 遅刻に関する罰金の支払いは、事情により、1週間以内の支払い猶予は認める。しかし、1週間以上滞納した場合は、延滞料の発生に併せて、支払いが完了するまで公式試合及びオープン試合への参加を許可しないことがある。
- 第11条 オープン試合に関し、本規則第11条または第12条の内容に違反する、または事前に幹部全員から許可を得ずに参加した場合は、同規則第15条の罰則を適用することがある。
- 第12条 ホームページの掲示板への掲載を1週間以上怠った所属部員は、罰金の発生その他、公式試合及びオープン試合への参加を見送ることがある。対象者は、掲示板の掲載予定者とその前記者とする。
- 第13条 所属部員は、遅刻及び部費滞納に関しては、部活運営を円滑に進めることに支障をきたすため、必ず幹部を含め所属部員間で改善策を検討すること。
また、遅刻の常習、長期間の部費滞納、は無断欠席、ホームページの長期未掲載等の対象者に対しては、再発防止を意識させるため、該当者本人の自筆による始末書を数日以内に提出させ、併せて公式試合及びオープン試合参加の見送り等を考慮することがある。

第5章 備品、部室等の管理

- 第14条 備品は、紛失、盗難または棄損等発生させないように所属部員全員で取り扱いには配慮すること。所属部員が故意により備品を紛失、盗難または棄損等発生させた場合は、発生させた当事者の費用負担で修復する。

第15条 公式試合等に関わる備品の運搬は、本細則第7条に従い原則として下級生の任務とするが、部室での備品等の保管管理については、幹部の責任により紛失、盗難、棄損等発生させないようにきちんと管理すること。

第16条 部室及び練習場は、大学の施設であるため、常に整理整頓及び環境美化に心がけること。発生したゴミは、放置せずに可燃ごみ・不燃ごみ・ペットボトル等に分別して定められた場所に廃棄すること。

第6章 日常の心構え

第17条 日常の練習日及び時間は、主将（不在の場合は幹部）が事前に決定し、所属部員に連絡すること。また、翌月の練習日については、その内容を毎月20日前後までに、ホームページ等に掲載し関係者に周知徹底を図ること。

第18条 日常の練習に関し、所属部員は週に受けている授業時限を必ず主将（不在の場合は幹部）に連絡しておくこと。また、授業終了後は速やかに日常の練習に参加すること。

第19条 日常の練習、公式試合、オープン試合等の参加にあたっては、幹部が事前に決めた集合時間を厳守とするが、就職活動（インターン活動を含む）、病気や怪我の治療、法事、授業の課題作成、その他家庭の用事等で休むまたは遅れる場合は、早急に所属部員から主将（不在の場合は幹部）に連絡すること。この手順で連絡している場合は、無断欠席または遅刻の扱いにしない。

第20条 前条の状況が深刻な場合は、監督及びコーチに連絡すること。

第21条 正当な理由及び事前連絡がなく所属部員が定められた時間に遅刻した場合は、遅刻した所属部員の意識改善（反省）を込めて本細則第4章の罰則の内容を適用する。

第22条 OB及びOGからの紹介ではない個人的なアルバイト、運転教習所への通学等に伴う部活不参加、その他連絡がない場合は無断欠席と判断する。無断欠席が長期間継

続し、改善されない場合は、本細則第4章の罰則の内容を適用する。

第23条 所属部員が自己都合による退部の場合、その状況により、本規則第15条を優先して適用することがある。

第24条 部活を円滑に運営するため、幹部を含めた所属部員相互間の情報共有の促進を図り常に注意・確認するよう努力すること。

本細則第13条に関する他、本卓球部の運営に支障が出た場合は、その原因をよく考え再発防止策、改善策等を考えること。

第7章 部費

第25条 部費の徴収額及び徴収期限は、年度毎に幹部が決定し主将が所属部員に通知すること。

部活動に定期的な参加が困難な遠隔地キャンパス在籍の部員や留年生については、状況により部費を減額することがある。

第26条 部費を長期滞納した場合、支払い完了までの間、試合（公式試合、オープン試合共に）への参加見送りに併せて関東学生卓球連盟への登録または試合参加を見送ることがある。

第8章 会計処理

第27条 交付金を含めた会計報告の期限は、上期報告を10月の1週目、下期報告を4月の1週目までに行うことを原則とする。

第28条 会計報告の内容は、監督またはコーチの承認を得たうえで、本細則第27条の期限を考慮し、ホームページに速やかに掲載すること。

第29条 部の経費の支出については、立替払いを原則とし、部費支払いのためには領収書の提出を必要とする。仮払いをした場合は、必ず1週間以内に領収書を提出させ、精

算すること。

尚、会計は交付金及び部費の収支確認のため、明細表を必ず作成すること。

交付金から所属部員へ返却する費用（昨年度のインカレ費用等）または各種の補助として所属部員に支給することが発生した場合、該当する所属部員がその時点で部費や立替試合等の費用を支払っていない時は、所属部員からの支払いが先に行われるまで、交付金からの返却または補助金等の費用は差押とする。

尚、ユニフォームやジャージの購入で公式試合等の申し込み段階で業者（学連）等から前金（内金）を要求された場合、また、オープン試合の参加費用は原則として所属部員である対象者が用意すること。もし、準備が急なため間に合わない場合は、部費から立て替えて支払い、後日対象者から費用を回収する。費用回収が長期間になり違反する場合は、規則第12条を適用し処罰する。

第30条 部費として処理できるものは、本卓球部の運営に必要な購入または支払いであること。

第31条 交付金及び部費管理のため、金融機関の口座を開設し、通帳及び届出印は紛失しないように会計が責任もって管理すること。

第32条 会計は、臨時の現金入金があった場合、手元に長期間放置せず、本卓球部が指定した金融機関の口座に速やかに入金すること。

第9章 情報共有

第33条 所属部員、OB及びOGとの情報共有のために、ホームページ等を活用すること。
ホームページ等に掲載する内容は、公序良俗に違反しないこと。

第34条 監督、コーチ、所属部員、OB及びOGの連絡先（住所、電話番号、メールアドレス等）は、外部からの問い合わせに対し容易に漏洩しないよう管理すること。

第35条 ホームページへの掲載に際しては、大学生として恥ずかしくない文章でまとめ、偽

名、匿名及び通称名で掲載しないこと。尚、掲示板への掲載順番は、年度毎に主将（不在の場合は幹部）が決定すること。

第36条 部活運営のスケジュールに関しては、必ず数か月先まで部員間で共有し、当月20日前後までに翌月の行事予定をホームページに掲載すること。

第10章 イベント関係

第37条 新歓コンパ、各種反省会、新年会（または忘年会）に関しては、そのイベントの趣旨により所属部員の中から該当者に必ずコメントを発表させること。

第38条 イベント関係の参加にあたっては、集合時間厳守とするが、就職活動（インターン活動を含む）、病気、怪我、法事、授業の課題作成、その他家庭の用事等で休むまたは遅れる場合は、早急に所属部員から主将（不在の場合は幹部）に連絡すること。

第39条 正当な理由及び事前連絡がなく所属部員が定められた時間に遅刻した場合は、遅刻した所属部員の意識改善（反省）を込めて本細則第4章の罰則の内容を適用する。

第40条 対象者（主賓）を限定した以下のイベントに関わる費用については、その対象者は無料とし、他の参加者で負担する。

- ・新歓コンパ：その年度の新入部員
- ・卒業コンパ：最終学年生で卒業見込みの者（留年生は対象外）

第11章 幹部の選出及び引継

第41条 幹部の選出に関しては、所属部員による推薦または指名を原則とし、監督及びコーチの承認を必要とする。

幹部の引継ぎに関しては、必ず引継ぎ文書を作成し、一定期間OJTを行うこと。

第12章 細則改正

第42条 本細則を改正するには、監督またはコーチの承認を必要とする。

第13章 その他

第43条 マスコミ、卓球メーカー等からの撮影、取材協力依頼については、帝京大学の広報室またはスポーツ局、あるいは関東学生卓球連盟を経由した依頼であることを必要とする。

第44条 監督及びコーチからの指示内容は、本細則の内容より優先する。

第44条 本細則に定めていない事項で、問題・疑義が生じた場合は、監督またはコーチが本細則の目的に照らし解決を計るものとする。

第14章 附則

第46条 本細則は、平成29年12月 1日より、これを制定し施行する。

制改定履歴

制改定日付	改定理由	承認	担当
H29年12月 1日	制定	関口	十二所
H30年 7月 1日	第7条及び第10条：語句修正。第12条：違反時の重複表現等見直し。第23条：第12条とのひも付き表現を明記。第42条：語句修正	関口	鈴木
H30年12月15日	第3条：混成チーム参加の場合の注意事項を追記、第7条服装に関する内容を明確化、その他第1条、第2条、第3条、第5条、第10条、第12条、第18条、第22条、第30条、第38条：語句修正	関口	鈴木
令和元年 7月 1日	第42条：コーチ選出に関する事項を規則へ移管のため削除。以降条項修正	関口	押田
令和元年12月 1日	第36条の内容を第4条へ集約、第37条以降の条項修正	関口	押田
令和2年11月 1日	第3条、第8条、第12条、第16条、第23条、第24条、第25条、第33条、第42条：語句修正	関口	青木
令和3年11月 1日	第3条、第7条、第8条、第18条、第19条、第24条、第25条、第26条、第28条、第34条、第39条：語句修正	関口	横尾
令和5年 5月 1日	第3条：準公式試合参加法方法追記、第7条、第9条、第12条、第13条、第16条、第20条、第21条、第22条、第25条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第40条、第42条：語句修正、第28条：費用の差押追記	関口	尾崎
令和6年 4月 1日	第3条、第14条、第15条、第22条、第24条、第25条：文言修正、第11条：HP掲示板未記載者の処罰見直し、第28条：ユニフォーム等や試合費に関する立替の取り扱い追記、第4条：成績不良者に対し、学業に専念させるため、試合参加停止の項追記、以下第5条以下の条項修正	関口	尾崎